

でんき契約約款（中部電力ミライズ・KDDI）料金表（UQ でんき）新旧対照表（2021年2月17日実施）

■でんき契約約款（中部電力ミライズ・KDDI）料金表（UQ でんき）

改定前（旧）	改定後（新）																								
<p>料金表（UQ でんき）</p> <p>1 契約種別 （略） 1-1 UQ でんきM（中部D）（以下「種別 M」といいます。） （略） (4) 料金 料金は、基本料金、電力量料金および 13（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、14（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、14（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、14（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、14（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は、料金ならびに料金（13〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p> <p>イ 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;"></th> <th style="text-align: center;">税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約電流 10 アンペア</td> <td style="text-align: center;">260 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 15 アンペア</td> <td style="text-align: center;">390 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 20 アンペア</td> <td style="text-align: center;">520 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 30 アンペア</td> <td style="text-align: center;">780 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td> <td style="text-align: center;">1,040 円 00 銭</td> </tr> </tbody> </table>		税抜額	契約電流 10 アンペア	260 円 00 銭	契約電流 15 アンペア	390 円 00 銭	契約電流 20 アンペア	520 円 00 銭	契約電流 30 アンペア	780 円 00 銭	契約電流 40 アンペア	1,040 円 00 銭	<p>でんき契約約款（中部電力ミライズ・KDDI）料金表（UQ でんき）</p> <p>1 契約種別 （略） 1-1 UQ でんきM（中部D）（以下「種別 M」といいます。） （略） (4) 料金 料金は、基本料金、電力量料金および 12（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、13（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、13（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は、料金ならびに料金（12〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p> <p>イ 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;"></th> <th style="text-align: center;">税抜額（税込額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約電流 10 アンペア</td> <td style="text-align: center;">260.00 円 (286.00 円)</td> </tr> <tr> <td>契約電流 15 アンペア</td> <td style="text-align: center;">390.00 円 (429.00 円)</td> </tr> <tr> <td>契約電流 20 アンペア</td> <td style="text-align: center;">520.00 円 (572.00 円)</td> </tr> <tr> <td>契約電流 30 アンペア</td> <td style="text-align: center;">780.00 円 (858.00 円)</td> </tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td> <td style="text-align: center;">1,040.00 円 (1,144.00 円)</td> </tr> </tbody> </table>		税抜額（税込額）	契約電流 10 アンペア	260.00 円 (286.00 円)	契約電流 15 アンペア	390.00 円 (429.00 円)	契約電流 20 アンペア	520.00 円 (572.00 円)	契約電流 30 アンペア	780.00 円 (858.00 円)	契約電流 40 アンペア	1,040.00 円 (1,144.00 円)
	税抜額																								
契約電流 10 アンペア	260 円 00 銭																								
契約電流 15 アンペア	390 円 00 銭																								
契約電流 20 アンペア	520 円 00 銭																								
契約電流 30 アンペア	780 円 00 銭																								
契約電流 40 アンペア	1,040 円 00 銭																								
	税抜額（税込額）																								
契約電流 10 アンペア	260.00 円 (286.00 円)																								
契約電流 15 アンペア	390.00 円 (429.00 円)																								
契約電流 20 アンペア	520.00 円 (572.00 円)																								
契約電流 30 アンペア	780.00 円 (858.00 円)																								
契約電流 40 アンペア	1,040.00 円 (1,144.00 円)																								

契約電流 50 アンペア	1,300 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,560 円 00 銭

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19 円 12 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23 円 19 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25 円 87 銭

八 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および料金13（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額
1 契約につき	234 円 76 銭

1 - 2 UQ でんき L (中部D) (以下「種別 L」といいます。)
(略)

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および13（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、14（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、14（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、14（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、14（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は、料金ならびに料金（13〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

契約電流 50 アンペア	1,300.00 円 (1,430.00 円)
契約電流 60 アンペア	1,560.00 円 (1,716.00 円)

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19.12 円 (21.03 円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23.19 円 (25.50 円)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25.87 円 (28.45 円)

八 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および料金12（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額 (税込額)
1 契約につき	234.76 円 (258.23 円)

1 - 2 UQ でんき L (中部D) (以下「種別 L」といいます。)
(略)

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および12（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、13（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、13（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、13（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は、料金ならびに料金（12〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額
契約容量1キロボルトアンペアにつき	260円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円12銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円19銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円87銭

8 最低利用期間

(略)

9 延滞利息

(略)

10 違約金

(略)

11 承諾の限界および遵守事項

(略)

12 解約等

(略)

13 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(略)

14 燃料費調整

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	税抜額 (税込額)
契約容量1キロボルトアンペアにつき	260.00円 (286.00円)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額 (税込額)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19.12円 (21.03円)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23.19円 (25.50円)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25.87円 (28.45円)

(条削除)

8 延滞利息

(略)

9 違約金

(略)

10 承諾の限界および遵守事項

(略)

11 解約等

(略)

12 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(略)

13 燃料費調整

<p>(略)</p> <p>(2)基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、基準単価は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="203 328 772 467"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">税抜額</td> </tr> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">21 銭 2 厘</td> </tr> </table> <p>(略)</p>		税抜額	1 キロワット時につき	21 銭 2 厘	<p>(略)</p> <p>(2)基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、基準単価は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1223 328 1868 467"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">税抜額 (税込額)</td> </tr> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td style="text-align: center;">0.212 円 (0.233 円)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>		税抜額 (税込額)	1 キロワット時につき	0.212 円 (0.233 円)
	税抜額								
1 キロワット時につき	21 銭 2 厘								
	税抜額 (税込額)								
1 キロワット時につき	0.212 円 (0.233 円)								
<p>15 契約者等に係る情報の利用</p> <p>(略)</p>	<p>14 契約者等に係る情報の利用</p> <p>(略)</p>								
<p>16 収納手数料の負担等</p> <p>(略)</p>	<p>15 収納手数料の負担等</p> <p>(略)</p>								
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この料金表は、2020 年 12 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この料金表は、2021 年 2 月 17 日から実施いたします。</p>								